

当院の診療・施設基準に関する情報

当院は、厚生労働大臣の定める基準に基づいて診療を行っている「保険医療機関」です。

- ・受診の際はその都度、必ず保険証を受付にお出しください。※持参なき場合は、普通料金を申し受けます。
 - ・保険証および保険証の記号・番号が変わった時は、すぐに受付に新しい保険証をお出しください。
 - ・自費予防接種（带状疱疹ワクチンなど）と健康診断等は、健康保険では取り扱うことができません。
 - ・治療や検査の内容によって呼びする順番が変わる場合がございますので、ご了承ください。
 - ・電話でご相談等をいただいた場合、健康保険法の規定により、料金をいただきます。
- なお、時間外・深夜・休日の場合は対応する加算を算定いたします。

当院では患者様に安心して受診いただけるように、下記の事項に取り組み厚労省の指導に基づき、

- ・明細書発行体制加算 ・機能強化加算 ・一般名処方加算 ・情報通信機器を用いた診療
- ・医療 DX 推進体制整備加算・医療情報取得加算（オンライン資格確認） ・地域包括診療加算

の算定・実施をしております。

■かかりつけ医制度・機能強化加算・生活習慣病管理について

当院ではかかりつけ医機能を有する医療機関として、かかりつけの患者様に以下の取り組みをおこなっております。

- ・他の医療機関の受診状況及び処方されている医薬品を把握した上で、服薬管理等を行います。
- ・健康診断の結果等の健康管理に関するご相談に対応いたします。
- ・必要に応じて、専門医師・専門医療機関への紹介を行います。
- ・介護・保健・福祉サービスに関するご相談に対応します。
- ・夜間・休日等の緊急時の対応方法について情報提供いたします。
- ・医療機能情報提供制度を利用してかかりつけ医機能を有する医療機関を検索することが可能です。
- ・当院では患者さんの状態に応じ、28日以上の長期の投薬を行うこと又はリフィル処方箋を交付することが可能です。

■医療情報取得加算（オンライン資格確認）

当院はオンライン資格確認システムを利用できる診療体制を整えており、厚生労働省より通達のあった診療報酬改定を受け、医療情報取得加算を算定しております。マイナンバーカードを健康保険証としてご登録・ご利用いただくことで、過去の受診歴・薬剤情報・特定健診情報などを取得・活用し、より良い医療の提供に努めています。

■診療明細書

当院では、医療の透明化や患者さまへの情報提供を積極的に推進していく観点から、診療明細書を無料で発行しております。診療明細書とは診療内容や薬の種類などの医療費の詳しい内容が記入された明細付きの領収書です。公費負担医療の受給者で医療費の自己負担のない方についても発行いたしますので、ご希望される際はお申し出ください。ただし発行にはお時間を要しますので、お支払いの順番が前後し、お待ちいただくことがあることをご了承いただきます様宜しく願い申し上げます。明細書の発行が不要な方は受付にお申し出ください。

■一般名処方に関するお知らせ

現在、一部の医薬品の供給が不安定な状況が続いています。安定してお薬を服用していただくため当院では、医薬品の有効成分をもとにした一般名処方を行う場合があります。

■医療 DX 推進の体制に関する取組事項

当院では、オンライン資格確認により取得した診療情報・薬剤情報を実際に診療に活用可能な体制を整備し、また、電子処方箋及び電子カルテ共有サービスを導入し、質の高い医療の提供を行う診療体制の構築を目指しています。

当院では医療 DX の推進に伴い医療 DX 推進体制整備加算を算定しております。

お問合せ先：06-6931-6123（診療時間内）

内科・消化器内科・小児科 若松医院 院長 若松隆宏

診療日・診療時間 月火水金 9:00～12:00/17:00～20:00 木土 9:00～12:00